

天保五年秋田藩前・奥北浦一揆をめぐって

——史料紹介を中心に——

高橋秀夫

(一九七三年十月三十一日受理)

一 はじめに

先にこの天保五年(一八三四)の一揆のうち二月におこった奥北浦のそれについて一史料の提示をかねてこの一揆の解明のための問題点について若干の問題提起をした。⁽¹⁾

本稿ではその後新たに見いだしたこの一揆に関する新史料の紹介をかねながら、それによってこれまでこの一揆研究でかならずしも明確でなかった点について若干明らかにすることが出来ると思われるのでそうした点について調べてみた。

注

(1) 「天保五年秋田藩奥北浦一揆をめぐって——一史料の紹介を中心にして——」(秋田高専『紀要』第八号、一九七三年)

二 三つの史料

(A) 下筋米不足ニ付、仙北より有米余分之分御借久保田へ川下ニ相成候ニ付騒立卷件、金易右衛門門申来候写

(當時副役、平山一雄者註)

一筆致啓達候、然者北浦前郷村々騒立一條之儀ハ文一郎殿御帰府之上御承知被成候通ニ有之、拙者義六郷出足大曲村へ罷越候処、一統幕林とか申処ニ而屯致、直々駕籠訴之趣相聞候、右様之義有之ニ於てハ御法通り御取扱被成候外無之愚民共ニ候得者、左様等之事存間敷候間、先達而此趣其方共心得形を以シ置候様大曲村肝煎并両三人へ申含遣候処、同処引取長野御役屋近所ニ引取候段於道中申出候、然処四ツ屋村ニ而も産神堂ニ高源相担所同村之者共、小百姓と相見得小百人位相集、是又駕籠へ

出訴之申会中へ右面々行懸申付候趣其者共へ申論候

恐入引取候趣ニ御座候、夫が暮後漸々長屋へ着致候所、御役屋取囲林々之間なくを小桶ニ取、生薪焚立、大川原數十ヶ処へ四十八ヶ村之百姓式千人位之所、半ハ引取残千人程互ニ声を懸合、銘々桶或ハ鑊、又ハ竹へ鎌をくくり付、誠ニ百姓一揆とハ乍申騒々敷ものニ有之、其処へ渡辺泰治、大和田熊藏兩人差遣散れ〳〵ニ相成候而者所ヲ得候義も纏兼候間、四寄郷之村々四組ニ相分り、銘々願之筋有之候ハ早々可申出之旨申渡候処、夜四つ頃ニも可有之哉、願書差出候ニ付、別紙之通相認、右四組より事之分り候者式人宛可罷出御役屋へ呼出、左右へ属役共列座、次之間者大曲村刈和野村が罷越候村役人為相詰、右八人之者傍へ御足輕兩人為引添、願書之向別紙之趣及演説、尚不屈之次第可被申渡、右之向御答可申上候、嚴重ニ取糺し此上万一不相変不法ニ申募候ハ伺を不立御纏下ニ致候手配ニ有之候処、一々不心得ニ落入向後之義者屹度相慎ニ可申候間、一命御救被成下度之段実ニ不心得ニ而初而恐怖之模様ニ候間、御取扱之書面相渡、左候ハ既ニ深夜ニ至候事ゆへ明四つ時迄ニ御受書可差出、只川原ニ居候人数只今之内早々退散可為致殿ニ申渡候所、奉畏候段申出直々八人之者為引取、右へ泰治、熊藏、御足輕兩人指添一統引取可申之段為申渡候処、從來外ニ了簡も無之候得共、人〳〵ニ被引連罷越候者共ニ候得者難有即時ニ引取、程々ニ焚火迄も取消九ツ半頃ニも可有之、不殘引払ニ相成一ト先安心致候、此段為御知致候

一 昨夜五千人位も集候様其向申出候得共、式千人漸々ニ相見得候、奥北浦六ヶケ村加り候など申ハ更ニ無之事ニ而、去今前北浦之面々之口ハ出候事ニ而、夥しく鳴分申立候迄之事ニ候

一 河内殿が小野礼之助、矢野第七出訴之者差留ニ付兩人宛村へ出役、尚刈

和野江者太田角助外卷兩人相捕遣候段今朝談兵衛、第七罷越申聞候
一横手給人三栗谷惣兵衛、境又兵衛、於金沢ニ承り斗戦中ニ可有之心得ニ
而加勢ニ罷出候とて御百姓共引取中へ罷出、不相変之勢ニ而孰も大笑仕
候

一順兵衛高源相遠慮可申立内々夜前申聞候得共、未タ願筋之訳合申出も無
之候故不及其儀、併斯成騒動ニ相成候段恐入候ハ左も可有之、右ニ付御
城下表へ相伺候御屈も有之候ゆへ、追而御沙汰有之迄遠慮ニ不相及、乍
去長野詰ニ而右様之事出来候ゆへ、銘々取扱相濟迄は出勤差控可申之段
高源相へ申渡別間へ為引取置候、親郷肝煎四人共右同断、惣々引越相濟
候上及対面早々御用向及尋問候

一新兵衛共足輕を以向有之候故別段罷越ニ不相及、角館堅固取締之義申遣
候処、今日同人罷越候、別條無之候得共御城下区々之評判ニ可有之、鼻
之先角館町てさへ品々評判、横手兩人参とも不容易事ニ承候由ニ而駈付
候趣、扱々恐入候事ニ御座候、右可得御意段斯通ニ候、恐惶謹言ノ曰
正月廿九日
金 易右衛門

(44)

御国此度之騒動ハ全銅山御廻米より相生候事ニ御座候得共、千七百石ハ
むり／＼と相廻候事に夜分申渡、為夫五百石神宮寺へ之手当米相欠ぎ、
又別段之數方に相係候外無之困り入候事に御座候、御推察可被下候

(B)

係 渡辺泰治
大和田熊藏

御百姓共願書之向書付ヲ以早速左之通申渡候

久保田へ致出府御役屋様へ潜り入願申上候、露命相助度段書面ニ相見得
候得共、百姓公事等之取入申間敷、前以被仰渡も有之候得者誰有て願筋
へ取扱可相及様無之、此義ハ兼而村々へも御上へ被仰渡も有之指心得も
可有之儀ニ候得共、多人數之事故不勘弁之者も可有之候故心得形為申知
候

一前北浦飯料有米并五斗米、御売上米共油断無之御百姓共飯料余勢ニ相成
候様被成下、御借上御免被成下度申出候、五斗米之義者不殘銅山御廻米
ニ相成、當時余米無之候

其外三口之分ハ一通り無余義事ニ候得共、今年柄之事故有無相通し不
申候而者乍恐御上様之厚き思召ヲ以御領民共老人たり共飢餓無之様ニと
の御趣意ニ御行届無之、不被為得止銘々飯料三月分まで相備、四月前日
ハ越後二月中早着米之内ヲ以被相渡候御取運ニ而、御家中始御取扱ニ
相成居候事ニ候、此処於其方共も深く勘弁いたし被仰出之思召相立候様
ニ不仕候ハ難相成訳合ニ候

乍去今日此表ハ罷出来縁之義相尋候処、此度銅山江御仕送九百石之外、
別断八百五十石相備、万一危急之節者何れ之向江なり指向相救之手当ニ
候段順兵衛申聞候、左候得者左候ハ已手薄と申ニハ無之、於銘々も安堵
無此上事ニ候、此段一統可相心得候

一春農御任米前北浦ニ相当候分百貳拾五石、是迄之通備置候

一御錢拝借願申立候得とも、御領内一統之凶作ニ付、大坂并他処御買入米
被成置候ニ付不少御入方ニ有之、其方願通被仰付候事ニ而者御行届可相
成様も無之、別而下筋村々之義者一步二歩精々之毛付ニ而此節ハ一円ニ
飯料之手当無之、前北浦ニ引比へ候得ハ皆以莫大之拜借不被仰付候而者
御田地守護不相成義改而申迄も無之、其方共ニ於ても勘弁可有之事ニ
候、若又種糶買入等ニ致置、此節指支之願筋等ニ候ハ、銘々之持高ニ応
し多少御取扱被成下候間取調可申出候

一郷備糶以来御備無之様致度候段申出候得共、此節右様之御沙汰ニ難被相
及候、勿論去秋中窮民御救之ため御城下并下筋へ可差向候分ハ、他処
買入米雜穀割合を以不殘相返置候間此旨可相心得候

一極窮御百姓共へ御払米下直之相場を以被払下度段申立候、御吟味之上衷
々申立之通り相違無之ニ於てハ願之通可申付候間、右躰実形を以人別取
調可申出候、但仲間ニ於て精々相尽し不当之取調申出候而者御時節から
不勘弁之筋ニ候間此旨可相心得候

一内借之分三ヶ年休五ヶ年賦之願ニ候得共、其方共相對を以借入、如何成
約定ニ候哉、於御上ニ御存知可有之様も無之、此節之御沙汰ニ難被相及
候、追々取調之上申出之向、其向穿鑿之上卷ヶ年ニ相当候分者相成丈御
取扱可被成下候、併前条之通り精々御吟味之上ニ無之候得者治定之儀ニ

ハ難相成候

一親郷肝煎共之義申立候得共、如何程之役義不似合之義有之候哉、書面一通を以申出候通可相成様も無之、申立之筋ニ寄候而者御取扱柄も可有之事ニ候

一其村ニ寄食料ニ致度ニ付松木為改候村も有之候ハ、願可申出候

右之通可得其意候

正月廿八日

一右驢立ニ付仙北筋一躰人氣甚不宜ニ付、仙北郡会田久左衛門扱所ハ七千表久保田下ニ可相成米も容易ニ下り不申旁ニ付須田内記殿御家老御出張被仰蒙、二月十五日出足仙北郡へ御回在被成候、御副役加藤加藤九右衛門殿御同様廻在被仰付、同日出足致候

(C) 近藤瀬兵衛殿ハ来書之趣左之通

以熊飛脚得御意候、然ハ一昨十八日晚奥北浦四拾式ケ村之内西明寺村銅山御廻米蔵宿九右衛門方へ押寄、御廻米被遣候而者一統之命ニ拘り候事故、不相成候と困ミ外へ取巻候段角館へ注進有之候ニ付、森田幸之助手代六郎右衛門并御足輕拾人、池田新兵衛差圖遣し取防候得共中々以聞入不申、其内飯を差出候得と申に付、夫々与へ取扱中、河内殿御聞及被成、以飛脚六郷御役屋ニ須田五右衛門罷有候所へ、昨十九日朝驢立之義

為御知之趣五右衛門申出候者打寄式百人位、其節拙者も六郷ニ罷有、右之段易右衛門同様ニ内膳殿へ申上候処、拙者ニ罷出取鎖可申、若御蔵へ手を懸候ハ、搦取り可申、御威光ニ係り候趣被仰合、夫々取始未致、昨十九日夜五ツ時小館御役屋へ着承候処、全く銅山行米斗も無之、余程根之深様子ニ聞得候

拙者着以前、孝之助、六郎右衛門西明寺より罷帰、先ツ御蔵江ハ手を掛候事無之趣ニ候

依而申論候ハ自分共願之筋有之候ハ、取次可申、何レ引取可申達と申合候処、承知ニ而引候人数数千三四百人と見得候よし、直々銘々帰村も可有之、孝之助、六郎右衛門申候

乍去其場ニ而此より梅沢村肝煎徳右衛門へ可罷出と申者も有之との咄、右ニ付油断不相成候事ゆへ御足輕共無残遣し若乱妨之致方有之候而者不容易可為申知段申合候、鶏啼過迄容子無之、御役屋ニ而手筈致罷有候

所、今朝五ツ時過御足輕罷帰申聞候者、外ニ乱妨ハ不致、清右衛門より右人数へ飯を与候処、此より雲然村肝煎久吉方へ罷出、相願之上御諭之御答可申上候、御願之筋も御座候趣ニ而、根源より久吉などは親郷ニ而外村一統從腹不致、様々遺恨有之と聞得候、当人家へ押寄候、又々注進ニ付、森田孝之助、橋本要人、岩屋良兵衛、其外指引役渡部才治、石崎惣治右衛門御小人七人并御足輕召連れ出懸候処、既ニ打寄人数三千人程ニ追々加り、暫時之内微塵ニ打碎き柱斗浅し置、尤米并喰物貯ハ不殘取出し喰尽候

夫々御役屋始木山方迄罷出、乱妨ニ押入候とロ々ニ申唱候趣、其内河内殿ハ五右衛門迄御使者大變之事故組下へ申付御役屋警固申渡、猶組頭四人今宮大膳組御足輕式々組被差添、万一御役屋ハ手を懸候事ニ而者御大事之段御入念被仰遣、尤詰合人数へ申合、此余ハ切捨可致決意ニ而取堅罷有候所、又々河内殿より御使者川原之事は右人数屯拙者受持可申、御役屋ハ拙者ニ手配可致被仰遣、兩組下四拾人位御役屋へ鎮候迄詰合申候、一向退散之模様無之、畢竟郡方人数などハ中々承知いづれニも劍戟之防に至候得者、乍恐第一御首尾御大事と奉存、河内殿より御取鎖可被成御趣意を以、組頭小田野主水并原野儀右衛門兩人、川原屯候処へ申論しに御役屋ハ直々一時之取受を以遣候、猶五右衛門、河内殿へ罷出内々鎮候様子無之ニ付御出張之様申上候処、已前ハ其心得ニ而居候趣ニ而、七ツ過御出張被成御論候処、多人數之者願之義ハ明日可申上とて夜四ツ時過無殘帰村致候段、主水、儀右衛門罷越申聞候、依而御役屋堅も引払候、右願之事ハ明日河内殿迄申出候積ニ御座候

一右ニ付内膳殿今日横手へ御引移之筈、易右衛門神宮寺へ移候ゆへ、熊飛脚を以、熊飛脚を以早々御触ニ兩度迄申遣候、于今飛脚罷帰不申候一取込中認候ゆへ委細ニハ及兼候、片時を取急き荒増得御意候、右宥件可被仰上候、恐惶謹言

二月廿日

(A+B)

近藤瀬兵衛

三 若干の問題点

この(A)、(B)、(C)の三点はいずれも外表紙が「天保⁽¹⁸⁴⁵⁾□□被仰渡書」、原表紙が「天保四巳年六郡凶作に付被仰渡并略記」とある史料に収められているものである。

この史料は原表紙の題のごとく大凶作の年であった天保四年七月から天保五年三月まで記されている。右の三つ以外にも注目すべき内容のものもあるが、紙数の制約もあり一揆の経過に直接かかわりのある右の三つに限定してみることにする。

最初にこれを書留めた筆者が誰であったかということであるが、現在のところ確定できない。ただ当時藩庁にあって勘定吟味役で副役であった者の一人であることはほぼ確実である。それは同史料に次のような箇所がある。

「(十月廿日の條)

一米買入之為同役近藤瀬兵衛越後行被仰付、廿七日出足致候」(傍点筆者、以下同じ)

また十二月十六日に「御勘定吟味役 拙者、御副役被仰付候、同十八日

御勘定吟味役近藤瀬兵衛 右同断」とのべているところからも明らかである。(2)

この地位からすればこの天保四年から五年にかけての藩政の危機的狀況にさいして重要な情報を得る立場にあったものとみてよい。

(A)の金易右衛門は良く知られている人物であり今あらためて詳しくのべる必要もないのだが、当面一揆との関係で云えば、四年の十二月九日にこれ迄どおり勘定奉行でありながら仙北三郡の郡奉行兼帯となっている。なおこの時点で能代奉行、養蚕方係りはその任をとかれている。そして五年二月の奥北浦一揆のすぐあとの二月二日、「思召之有之候、御役被召放遠慮被仰付候」といった事態になるまでその地位にあった。したがってこの前・奥北浦一揆のさいは藩側の現地の責任者として指揮をとった人物である。

そうした重要な地位にあったので、これまでも金の動静は間接的にはそれなりに記されており知られてはいたが、(3)これは前北浦騒動の際の彼自身が出した書状の写ではあるが、宛名以外は原形のままの形であるとみられるので注目される。

この書状は、『武藤資料』が筆録者不明としてあげている抜書の「前北浦一統肝煎長を先とし、小間居の者迄無残、正月廿六日、一同に長野御役屋へ

相詰め、品々願相立」だが、結局藩側の鎌田順兵衛等が、「然幾日詰居候共、願の筋不為叶候間、此上は勝手次第に可致と高声に被申渡、皆々驚入り、右の通り候得は、迎も難相立事に至り候故、此上一同城下へ罷登り幾重にも御訴証可申上とて」(四頁五頁)農民がそれぞれ食料を準備して城下久保田を目指して、大曲から花館、神宮寺まで陸統としておしよせていったという一揆の発端の状況を補ってみればよいだろう。

こうしたことからみれば、当然農民側の行求をまとめた願書もあったであろう。この(A)のなかでも「銘々願之筋有之候ハ、早々可申出之旨申渡候処、夜四つ頃ニも可有之哉、願書差出候」とあり、また「御取扱之書面相渡……明四ツ時迄ニ御受書可差出」とあるところからも藩側と農民代表者との間で何等かの折衝があったとみられる。この点『武藤資料』の、同二八日幕林で「種々願書相認長野御役屋差出候、然処郡奉行金易右衛門殿始惣役人御役屋へ寄集り、種々御評議の上……書付を以て嚴重に被申渡候、其旨種々有之候得共」(五頁)と照応する。

そうすれば、これまでも農民の行動はある程度知られていたが、農民が一体何を要求していたかについてははっきりしなかったが、右の(B)はそれが直接農民側の出した要求書ではないが、多分にそれを含んだ形での回答であるので注目すべきだろう。

この内容からだけでは、農民側の示した要求のすべてかどうかはわからないが、おおよそ次のようなものがあった。(カッコ、藩の回答)

(1) 飯米に困っている百姓については藩の借上げを免除してほしい。

(銅山仕送米のほかに八百五十石を備えておくことを約束する。)

(2) 春農(助成力)米も、(多分凶作であったので従来なみか)何等かの要求があった。

(是迄通り)

(3) 錢拝借の要求を出している。

(その実情に応じて考慮する。)

(4) 郷借米の廃止。

(これは現状では出来ない。ただし他処へ振向けた分はその補いはする。)

(5) 極窮の百姓への払い米を「下直の相場」でやってほしい。

(実情を調べた上でそうした者には考慮するから、調査の上で申し出

(6) 内借りの分、三ヶ年棚上げし、五ヶ年賦にするよう藩で取計ってほしい。

(藩が関係しての約束できめてたことではないので拒否。ただ今年の状況から沓ヶ年期限のものは考慮したい。)

(7) 親郷肝煎の何等かの不都合の申立ての善処方かの要求か。

(きちんと申立てたなら事情によっては考慮しないでもない。)

(8) 村ごとの松木の改めを許してほしい。

(認める。)

おおよそ以上のような内容となろう。

このなかの(7)項のように、のち奥北浦一揆の親郷肝煎の打ちこわしを考えると、具体的に何を要求したかがわかればなおよいのだが、いずれにしてもここで見る限りでは藩ははっきりと拒否の態度を示していないのが目につく。もっともこれ等の要求があとでこの約束通り実行したかどうかはあらためて検討してみなければならないが。

従来この農民の要求がなんであったかが明確でなかったため、『武藤資料』でも一史料では「一ト而願筋御取上も無之、却て無調法に相成誠に以心外千万之事に候」(五頁)と、又他のそれでは「其方共願通リニ何事モ致シ候間……百姓共モ何事ニヨラス願通相成上ハ、勝軍ノ心地シテ引取ヌ、(中略)仙北郡奉行金易右衛門初其外ノ役々……又々騒ケ敷事ノ出来モヤセンカト、夫レノミ泥ミ百姓共エ一円構ナク指置キ後ノ患ヲ引出セリ」、(かかろ——筆者注)「前北浦一揆ノ勝利ヲ見、此節始何ナル事相催シテモ御構ナキ事ニ指心得、奥北浦一円申合」(二三頁)と、むしろそこには見る者の立場の違いもあるが、これをめぐってこれ迄の研究では、前北浦一件の評価や、前・奥北浦の騒動の関連についてはかなりあいまいに処理せざるを得なかった。

『秋田県史』近世編(下)では『空敷引廻り一ト而願筋御取上も無之』結果におわったのである。この一揆のこうした結果は、動員数の多さや行動の激しさからみて、いかにも似あわぬことのようにだ……(一八三頁)と、また『角館誌』では「この騒動は、次に勃発した奥北浦農民騒動を誘発したと思われるが」(第四巻一八九頁)とのべているが、いずれも右にのべた『武藤資料』の中の見解の差に気付いていたであろうが、騒動の経緯のみのかかる

史料が前面に押し出され、前北浦の農民がいかなる要求を出し、それに藩側がどういった解答を与えたかがはっきりしなかった点にもその原因の一つがあったとみられる(なお武藤『秋田農民一揆史』五〇〜二頁も参照)。その点でもこの(B)は有力な再検討の材料となる。

こうして前北浦の動向を深い関心をもって見守っていた奥北浦の人達が、前北浦の場合とくに中心人物にもとがめがなく、その要求も藩が大筋としてのんだ形となっていたのに自信を得、また二月に入って藩側の米調べの徹底的な措置が重なって前北浦のそれに続けといった形でこの二つの騒動の関連をとらえてよいのではなからうか。

したがってこれは推測だが、奥北浦蜂起のさいに前北浦の農民達がそれに呼応して再度立上らなかつたのは、藩が前北浦農民にもかく譲歩した形をとっていたためではなかつたか。

金も記している通り、この一件はそうでなくても人心不安なこの時期であったので一層大きな衝撃を各方面に与えたであろうし、とくに仙北一帯はそうであった。藩も現地のみにまかせず、二月十五日家老須田内記を派遣するなど、それなりの手はうっていたが二月十八日今度は奥北浦の農民の騒動となっていく。

史料(C)は、当時仙北におつた副役近藤瀬兵衛の報告である。

これについてはこれまでも藩の要職にあつた人々の記録からその要旨^(?)は知られていたが、ただその全文といった形ではなかつたので、彼の現地ではたした役割といったことも考えると重視してよい一つの史料とみてよいだろう。

この史料については、先の別稿⁽⁸⁾での内容とも重なり合うし、紙数の都合もあつてここではこれ以上言及しない。

注

(1) 南秋田郡昭和町豊川、石川文庫蔵。

以下特に注記なき引用は同史料による。

(2) 天保四年の秋以来、藩は凶作の非常事態を乗りきるため藩士の配置がえを断行していったが、この筆者や近藤以外にも次のような人々が新たに副役に任命されている。(カッコの日付が任命された日)

嘉藤九右衛門(十一月九日)、松塚幸八郎、加藤五左衛門、金時之

巫、岩屋慶治（以上十二月九日）、熊谷庄助（同十六日）、大腰丹治（同廿四日）など。なお当時副役に小田内助右衛門がいた。

したがってそれ以外の人物であることは確かである。当時の職名を含む「分限帳」等があれば判明すると思われるが、その存在を確認できずにいる。後考に待ちたい。

(3) 武藤鉄城編『天保の仙北郡騒動資料』（白岩書院、一九三七年）二頁五頁など参照。以下引用は『武藤資料』と略す。

(4) ここで回答がのべている「別而下筋村々之義者……前北浦に引比へ候得へ皆以莫大之拜借不被仰付候而者御田地守護不相成義改而申迄も無之」とあるように、藩の北部地域の方が被害がひどかった。一例として「天保四癸巳年記録」（国立史料館、一関文書四二一九〇一号）。なおこれは『大館地方資料文書』（大館市史編さん委員会発行、一九七三年）に収録されている。同書四八頁参照。

(5) この点、農民の要求そのものも含めてなお農民側の史料の発見がなされる必要がある。

(6) この時副役であったことは先に文中でのべた点と湊国季「御用留書」（湊文書、県立図書館蔵）天保五年二月二日の條などから確認される。

(7) ただ彼の報告がこの一つだけであったかどうかはなお問題が残る。

「根本左司馬日記」（大館市立図書館栗盛文庫蔵、『県史』資料編近世下、一〇四〇～一頁。）

「八丁夜話」第十一（『第二期新秋田叢書』巻一、二七六～七頁）。

当時大坂にあった介川東馬の「日記」天保五年三月二日の条。なおこれはまだ活字化されていないので参考迄に次に示しておく。

「（前略）」

二月廿日近藤瀬兵衛廻在向申越候書面差送、其大旨ハ二月十八日晚奥北浦四十二ヶ村之内西明寺村銅山御廻米御藏宿九右衛門かたへ押寄、御廻米被遣候而ハ一統之命ニ係候事故不相成と冊之外取巻候段角館へ注進ニ付、赤田孝之助手代六郎右衛門御足輕拾人、池田九兵衛差向遣候得とも聞入不申、河内殿御聞及六郷御役やへ被申達、拙者も六郷ニ居、易右衛門様、内記様へ申上候処、拙者ニ取鎮ニ罷越候様被仰付、夜五ツ時小館御役屋へ差越候処、全銅山行米之義斗

りニも無之、明白ニ登候程之容子、拙者着已前孝之助等申さとしニ而引取、凡千三四百人よし、夫々処々江おしよせ、雲然村肝煎久吉宅を微塵ニ打碎、其節人数三千人ほといよいよ相募候ニ付、翌七つ過河内殿御出張被成御諭候処、願之義ハ明日可申上迎、夜四ツ時過無残帰宅いたし候云々、是ハ大略之ぬき書ニ而候

なお介川は前北浦のそれについては、三月七日に、秋田からの知らせとして、「仙北郡前北浦ニ而式千人程騒立候よし」とのみしるして

(8) 一の注(1) 論文。

(付記)

天保一揆関係史料の探索調査はかねがね松瀧満洲雄氏とともに進めてきたが、本稿も両人で検討してきたものの筆者なりのまとめである。厚く氏に感謝したい。なお氏によってこの時期の一研究が近くまとめられる予定であることも付記しておく。